

# 名古屋市監査委員監査基本方針

名古屋市監査委員監査基準（令和 2 年名古屋市監査委員規程第 1 号）第 8 条の規定に基づき、次のとおり基本方針を策定する。

- 1 監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に当たっては、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資するよう努めるものとする。
- 2 監査委員は、市民の監査等に対する信頼を高めるため、監査等に関する情報を市民に対し積極的に公表するものとする。
- 3 監査委員は、監査資源を有効に活用するため、各監査等を相互に有機的に連携して行うものとする。
- 4 監査委員は、長による内部統制体制の整備状況及び運用状況を点検し、その結果を踏まえ、リスクの高い分野の監査を集中して行う等、専門性の高い部分に重点化して監査等を行うものとする。

## 附 記

この決裁は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。